

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号
並びに会社法施行規則第189条に定める書面)

2022年4月1日

日本水産株式会社
弓ヶ浜水産株式会社

2022年4月1日

日本水産株式会社
代表取締役社長執行役員 浜田 晋吾

弓ヶ浜水産株式会社
代表取締役社長 竹下 朗

吸収分割に係る事後開示書面

2022年1月31日付で、日本水産株式会社（以下「日本水産」といいます）と弓ヶ浜水産株式会社（以下「弓ヶ浜水産」といいます）との間で締結した吸収分割契約に基づき、2022年4月1日を効力発生日として、日本水産を分割会社、弓ヶ浜水産を承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます）を行いました。本吸収分割に関し、会社法第791条第1項第1号、第801条第3項第2号及び会社法施行規則第189条各号に定める事項は下記のとおりです。

1. 本吸収分割が効力を生じた日

2022年4月1日

2. 吸収分割会社における差止請求、反対株主の株式買取請求、新株予約権買取請求及び債権者の異議に関する手続きの経過

（1）差止請求

本吸収分割は、会社法第784条第2項の規定に基づく簡易分割であるため、会社法第784条の2但書により日本水産の株主は本吸収分割の差止請求権を有しておらず、該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求

本吸収分割は、会社法第784条第2項の規定に基づく簡易分割であるため、会社法第785条第1項第2号により反対株主は株式買取請求権を有しておらず、該当事項はありません。

（3）新株予約権買取請求

日本水産は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

（4）債権者の異議

日本水産は、弓ヶ浜水産に承継する債務について重疊的債務引受を行い、当該債務に関する債権者が不利益を受けることはなかったため、会社法第789条による手続きは行なっていません。

3. 吸収分割承継会社における差止請求、反対株主の株式買取請求及び債権者の異議に関する手続きの経過

（1）差止請求

弓ヶ浜水産の株主は、分割会社である日本水産のみであるため、会社法第796条の2に基づ

き、本吸収分割の差止請求を行った株主はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求

日本水産は、弓ヶ浜水産の特別支配株主であるため会社法第797条第2項第2号括弧書により、反対株主の株式買取請求権を有しておらず、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議

弓ヶ浜水産は、2022年2月15日付で官報公告を行い、知れている債権者に対し各別に催告を行いました。異議申述期間までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

弓ヶ浜水産は、効力発生日をもって、吸収分割契約の定めに従い、日本水産が承継事業に関して有する権利義務を承継いたしました。本吸収分割に伴い、弓ヶ浜水産が日本水産から承継した資産の額は約96.4百万円（概算）、負債の額は0.5百万円（概算）です。

5. 会社法第923条の変更の登記をした日

2022年4月1日（予定）

6. 上記に掲げる事項のほか、本吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上